

練馬区民間建築物耐震化支援事業実施要綱

平成21年 3月31日

20練都建第1464号

(目的)

第1条 この要綱は、練馬区の区域内（以下「区内」という。）に存する民間建築物に関する総合的な安全性の診断および評価について支援することにより、建築物および居住者等の安全性の確保および向上を図り、もって地震に強い安全なまちづくりを進めていくことを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、建築基準法（昭和25年法律第201号）および練馬区耐震化促進事業助成要綱（平成29年 3月 1日28練都建第777号）に定めるところによるほか、つぎに定めるところによる。

- (1) 区分所有者 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。
- (2) 管理組合 区分所有法第3条もしくは第65条に規定する団体または区分所有法第47条第1項（区分所有法第66条において準用する場合を含む。）に規定する法人をいう。
- (3) 簡易診断 一般財団法人日本建築防災協会の耐震診断基準による一次診断法により、地震に対する安全性を評価することをいう。
- (4) 精密診断 区長が別に定める練馬区耐震診断仕様書に基づく耐震診断により、地震等に対する安全性を評価することをいう。
- (5) アドバイザー 簡易診断、精密診断または耐震改修工事に関する助言、分譲マンションにおける区分所有者間の耐震に関する意思統一の形成を円滑にするための助言、簡易診断の実施その他必要な事務を処理する者で、つぎに掲げる要件に該当するものをいう。

ア 一級建築士の資格を有する者であること

イ 平成28年度以降に公益社団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの緊急輸送道路のアドバイザー派遣またはマンション耐震化のサポーター派遣におけるアドバイザーとしての経験があること

ウ 第4条各号の助成を受けようとする建築物について管理委託契約を締結していないこと

(対象建築物)

第3条 対象となる建築物は、つぎに掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 分譲マンション、災害時医療機関等、民間特定建築物、公共的施設、中高層等ま

たは緊急輸送道路沿道建築物であること。

(2) 昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物であること。

(支援事業)

第4条 区長は、第1条の目的を達成するため、前条に規定する建築物に対してつぎの事業を行う。

- (1) 簡易診断に係る必要な助言に関するアドバイザーの派遣に係る費用の助成
- (2) 精密診断に係る必要な助言に関するアドバイザーの派遣に係る費用の助成
- (3) 耐震改修工事に係る必要な助言に関するアドバイザーの派遣に係る費用の助成
- (4) 簡易診断の実施に係る費用（簡易診断の実施に必要な図面等が無い場合における当該図面等の作成費用を除く。）の助成

(申込資格)

第5条 前条第1号から第3号までに規定する事業を利用することができる者（個人の場合は個人住民税および軽自動車税を、法人（国、地方公共団体およびこれに準ずる団体を除く。）の場合は法人住民税（以下これらを「区税等」という。）をそれぞれ滞納していない者に限る。次項において同じ。）は、つぎの各号に掲げる建築物に応じ、当該各号に定める者とする。

- (1) 分譲マンション 管理組合の代表者（管理組合がない場合にあっては、区分所有者の代表者）
- (2) 災害時医療機関等、民間特定建築物、公共的施設、中高層等または緊急輸送道路沿道建築物（個人所有の場合に限る。） 所有者本人（共有者がいる場合にあっては、その代表者）
- (3) 災害時医療機関等、民間特定建築物、公共的施設、中高層等または緊急輸送道路沿道建築物（法人所有の場合に限る。） 法人の代表者

2 前条第4号に規定する事業を利用することができる者は、同条第1号に規定するアドバイザーの派遣または公益財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの緊急輸送道路のアドバイザーの派遣もしくはマンション耐震化のサポーターの派遣の結果、簡易診断が必要との判定を受けた分譲マンション、民間特定建築物または緊急輸送道路沿道建築物の所有者とする。ただし、練馬区住宅簡易耐震診断実施要綱（平成19年3月28日18練都建第777号）に基づく住宅簡易耐震診断を受けた者を除く。

(滞納していないことの確認)

第6条 前条第1項に規定する滞納していないことの確認は、練馬区に個人住民税および軽自動車税を納付している個人にあっては区長が当該個人の同意に基づいて納付状況を調査する方法により行い、法人または練馬区以外の地方公共団体に個人住民税および軽自動車税を納付している個人にあっては前年度に係る個人住民税および軽自動

車税の納税証明書または非課税証明書の写し（前年度の発行が可能となる時期の前においては、前々年度とする。）の提出を求めることにより行うものとする。

（助成対象費用等）

第7条 第4条第1号から第3号までに規定する費用の対象となる経費は、アドバイザー派遣に直接要する経費（1の建築物につき10回までに限る。）とする。

2 第4条第4号に規定する費用の対象となる経費は、簡易診断に直接要する経費（1の建築物につき1回までに限る。）とする。

（助成金の額）

第8条 前条第1項に規定する経費（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。次項において同じ。）についての助成の限度額は、1回の派遣につき43,000円とする。

2 前条第2項に規定する経費についての助成の限度額は、つぎの各号に掲げる延床面積に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1,001平方メートル未満 372,000円

(2) 1,001平方メートル以上3,501平方メートル未満 496,000円

(3) 3,501平方メートル以上 745,000円

3 前2項に規定する助成は、予算の範囲内において行う。

（交付申請）

第9条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成金交付申請書（第1号様式）に、つぎの各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定める書類を添付し、区長に提出しなければならない。

(1) 第4条第1号から第3号までに規定する事業

ア 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し 1部

イ 区税等を滞納していないことを証明する書類（法人および練馬区以外に納付している個人に限る。）の写し 1部

ウ 見積書または事業に要する経費が確認できる書類の写し 1部

エ その他区長が必要と認める書類

(2) 第4条第4号に規定する事業

ア 建築時期が確認できる書類（建築確認通知書、登記簿謄本、固定資産税課税明細書等）の写し 1部

イ 区税等を滞納していないことを証明する書類（法人および練馬区以外に納付している個人に限る。）の写し 1部

ウ 見積書または事業に要する経費が確認できる書類の写し 1部

エ 簡易診断の実施に関して管理組合の合意を証する書類（分譲マンションに限る。）の写し 1部

オ その他区長が必要と認める書類

2 申請者は、次条第1項に規定する交付決定の通知を受けるまでは、当該交付決定の対象となる事業に係る契約の締結および着手をしてはならない。

（交付決定）

第10条 区長は、前条第1項の規定による助成金の交付の申請があったときは、交付申請書および関係書類の審査を行い、助成金の交付を決定したときは助成金交付決定通知書（第2号様式）により、交付しないことを決定したときは助成金不交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知するものとする。

2 区長は、前項の規定による助成金の交付の決定を行う場合において、必要があると認めるときは、条件を付すことができるものとする。

3 区長は、第1項の規定により助成金の交付決定を受けたアドバイザー派遣を実施する場に、区職員を立ち合わせることができるものとする。

（交付申請の変更）

第11条 前条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「被助成者」という。）は、助成金の交付決定を受けた後に決定に係る内容に変更が生じた場合は、速やかに助成金交付変更申請書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

（交付申請の変更決定）

第12条 区長は、前条の規定による変更の申請があったときは、変更申請書および関係書類の審査を行い、適当と認めるときは、助成金の交付の変更を決定し、助成金交付変更決定通知書（第5号様式）により被助成者に通知するものとする。

（交付申請の取下げ）

第13条 被助成者は、第10条第1項の規定により助成金の交付決定を受けた後に自己都合により交付申請を取り下げる場合は、速やかに助成金交付申請取下届（第6号様式）を区長に提出しなければならない。

2 第4条第4号に規定する事業にあつては、前項の助成金交付申請取下届に簡易診断の実施の取下げに関し管理組合の合意を証する書類（分譲マンションに限る。）を添付しなければならない。

（実績報告）

第14条 被助成者は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書（第7号様式）に、つぎの各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定める書類を添付し、区長に提出しなければならない。

(1) 第4条第1号から第3号までに規定する事業 アドバイザー派遣報告書の写し、

アドバイザー派遣に要した経費を証する書類およびその他区長が必要と認める書類
(2) 第4条第4号に規定する事業 簡易診断結果報告書の写し、簡易診断に要した経費を証する書類およびその他区長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第15条 区長は、前条の規定により提出があった報告書等の審査により、被助成者が交付決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに助成金の額を確定し、助成金交付額確定通知書（第8号様式）により被助成者に通知するものとする。

(助成金の交付請求等)

第16条 前条の規定による通知を受けた被助成者は、助成金の支払を受けようとするときは、請求書を区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金を交付するものとする。

3 被助成者は、消費税額を含めて助成金の交付を受けた場合において、事業の完了後に行った消費税の申告により助成金に係る消費税仕入税額控除が確定したときは、速やかに区長に報告しなければならない。この場合において、区長が当該仕入税額控除に係る助成金の全部または一部の納付を命じたときは、被助成者は、これを納付しなければならない。

(交付決定の取消し)

第17条 区長は、被助成者がつぎの各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、区長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 区長は、前項の規定により助成金の交付の決定の全部または一部を取り消した場合は、助成金交付決定取消通知書（第9号様式）により被助成者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第18条 区長は、前条第1項の規定により助成金の交付の全部または一部を取り消した場合において、既に被助成者が助成金を受領しているときは、期限を定めてその取消しに係る部分について、返還を命ずるものとする。

(延滞金の納付)

第19条 被助成者は、前条の規定により、助成金の返還を命じられた場合において、納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞

金（100円未満切捨て）を区に納付しなければならない。

（委任）

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 練馬区分譲マンション耐震化支援事業実施要綱（平成20年3月31日19練都建第10514号）は廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に前項の規定による廃止前の練馬区分譲マンション耐震化支援事業実施要綱第5条の規定による申込みおよび通知については、第6条の規定により行った申込みおよび通知とみなす。

付 則（平成22年10月5日22練都建第701号）

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

付 則（平成27年3月10日26練都建第1569号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年2月4日27練都建第802号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成29年3月1日28練都建第1000号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月1日29練都建第1150号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則（平成31年4月23日31練都建第24号）

この要綱は、平成31年4月23日から施行する。

付 則（令和2年2月19日1練都建第823号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。